

構成員提出資料

久保構成員提出資料	1
藤林構成員提出資料	5
山田構成員提出資料	12

裁判所の関与による親指導について

平成28年8月31日

福岡市こども総合相談センター 久保健二

1 公権力の家庭介入の謙抑性

※ ここで「介入」とは、当該家庭が表明したニーズに関わりなく、当該家庭に対して指示、指導、処分をなすことを言うこととします。

(1) 子ども養育に対する親の責任と権利の尊重

「父母は、児童の養育及び発達についての第一義的責任を有する」(条約18条1項)。

「親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有する」(児童虐待防止法4条6項)

「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」(児福法2条2項)

このように、親が子どもの養育につき責任を有している反面、その養育をなす権利については、「締約国は・・・父母がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」(条約5条)とされ、公権力は親の子どもに対する養育に関する権利を尊重しなければならない

(2) 家庭養育原則

改正児童福祉法では、家庭養育原則が定められ、子どもが心身ともに健やかに養育されるよう国や地方公共団体が保護者を支援すべきことが定められている(同法3条の2)。

保護者が子どもの養育に関して第一義的責任を有することを前提として、子どもが本来あるべき家庭において成長できるよう、公権力が保護者を支援すべきことを定めたものである。ここでは、公権力はあくまで家庭を支援するものであって、その意に反してまで介入することは想定されていない。

(3) 家庭の尊重

家庭は、血縁やこれに準じた関係を有する者の集団であって、独自の環境・文化を形成しているものである。これに公権力が介入することは、本来個人が自由に形成すべき家庭の在り方を公権力が統制することにもなりかねず、むやみに公権力が家庭に介入することは、尊重されるべき個人の自由(憲法13条参照)を不当に侵害するものといえる。

(4) 小括

以上のことからすれば、公権力が家庭に介入することは原則として差し控えられなければならない。

そして、公権力が家庭に介入されないことは親のみならず、家庭養育が子どもの利益とされることからすれば、子どもにとってもその権利性（家庭生活という最も個人の自由が保障されるべきであり、その観点からすれば人権としてこれ）を認めることが出来る。

2 家庭介入における裁判所関与の必然性

(1) 不適切養育をなしている家庭への介入

子ども虐待の存在する家庭はもちろん、子どもの健やかな成長を保障するにはその養育が十分とはいえない家庭についても、公権力が、介入しなければ子どもの権利としての健やかな成長を確保できないと判断することがある。

しかし、前記1のとおり原則として公権力が家庭に介入することは差し控えられるべきであり、公権力が家庭に介入するのは例外的な場面である。

そして、その例外的な場面では、家庭に介入されないという子どもや親の権利（人権）が侵害されることになる。

(2) 裁判所の関与

このような権利侵害があるとしても、公権力の判断を優先させることが子どもの権利保障になる場合は、一定範囲の権利侵害も不当とはいえず、許容される。この点、とにかく子どもの健やかな成長という権利を確保する判断を優先させるべきであるとも思われるが、家庭に介入することで子どもの健やかに成長する権利を確保できるかどうかは評価の問題であり、当然に家庭に介入することが許容されると考えるのは早計である。

緊急的に対応すべき事案は別としても、権利侵害が問題となる場面では、これが許容されるか否かにつき公平中立な立場の司法機関が事前審査して人権保障が図られなければならない。人身の自由に対する裁判所の令状に基づく逮捕しかり（憲法33条）、住居不可侵の原則に対する裁判所の令状に基づく搜索しかり（憲法35条1項）である。刑事事件において被疑者の権利を保障する場面と子ども福祉において子どもの福祉を図る場面とで違いがあると言えなくもないが、本来個人の自由に決せられるべき事項に制約を加えるという権利侵害の点では同じであり、権利侵害の場面で裁判所が関与するのはしごく当然のことである。

前述のとおり公権力が、家庭に介入されないという子どもや親の権利を侵害してでも家庭に介入すべきだと判断したとしても、これにつき裁判所が関与するのは必然である。

(3) 子どもを在宅させたまま介入

前記1(2)のとおり子どもが本来あるべき家庭において生活できることを優先しなければならないことからすれば、できる限り子どもに家庭生活を継続させながら介入すべきである。

子どもを在宅させたまま家庭に介入する場合、その家庭環境を改善するために、親に対して、子どもとの関わり方についてプログラムを受けさせたり、児童相談所等に通所させたり、家庭の生活様式を改変させたりすることを指導することになる。

これらは、例えば子どもを一時保護するなど物理的強制力を働かせるものではなく、現行法上は罰則等科せられる等強制処分でもない。しかし、そのような任意の指導であっても、指導に従わないときは都道府県知事の勧告（児童虐待防止法11条3項）がなされ、さらに、勧告にも従わないときは一時保護、児福法28条審判、親権制限審判へと移行していくことが想定されている（同条4項、5項）。

行政指導があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されること、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならないとされていること（行政手続法32条1、2項）と比較して、最終的な処分（勧告、審判）を背景として指導に従わせようとするのは、任意処分の域を超えて介入するものである。

(4) 小括

とすれば、在宅のままで親に対して指導をしようとする場合でも、権利侵害の場面となり裁判所が関与しなければならない。

そして、家庭介入に裁判所が関与する場合、単に不当な権利侵害に当たるか否かの判断だけではなく、保護者に対して直接命令をなすのが簡明である。

3 公権力介入の危険の認識

一般に、公権力の介入を招くのは、虐待等不適切な養育をしている家庭だけであって、自分の家庭が介入されることはないと思っている者が多いと思われる。しかし、虐待が行われているとして介入された家庭では、自分の行為が虐待であるとは思っていない親も多く、児童相談所等が介入すると、なぜ行政が勝手なことをするのかなどとして反発することも多い。

弁護士、大学教授、医師等であっても子ども虐待（身体的虐待だけでなく、心理的虐待等も）をなす可能性は十分あり、その場合、当然児童相談所等が介入する。このような場合に何ら司法が関与しなかったとすれば、不当に自由が侵害されたと激しく反発するはずである。

このように誰もが公権力に介入される危険があり、自分は違うとの認識を持つのは間違いであり、あらゆる家庭が介入の対象になると認識しておくべきである。

4 司法と行政の役割分担論の不当性について

- (1) 司法と行政の役割分担や裁判所の中立性を盾に裁判所による指導命令に反対する向きがある。以下、この不当性について述べる。
- (2) 少年事件において、家庭裁判所が保護処分として保護観察に付する決定をすれば、それは保護観察所という行政機関の指導に従うべきことを命令するものである。

また、医療観察法に基づく申立てに対して裁判所が通院決定を受けた者は、指定通院医療機関の医療を受けなければならない（同法43条2項）とされており、当該医療機関は行政機関ではないかもしれませんが、やはり決定を受けた者に医療機関の指導に従うことを命令するものといえる。

このように司法が行政の指導に従うよう命令する制度はすでに構築されており、子ども福祉の分野だけ役割分担を持ち出すのは不当である。
- (3) 保護者に対する指導命令の端緒を児童相談所長の申立てとすれば、裁判所は申立て内容の適法性を判断して命令をなし、児童相談所等は当該命令に基づき指導をなすということになる。そうすると、司法が行政の行為の適法性をチェックするという意味では役割分担がなされているとみることもできる。

この仕組みは、児童相談所長の申立てに基づいて家庭裁判所が承認をなし、これをもって児童相談所長が里親委託等の措置をなすに等しいものであり、すでに制度が構築されている。

そのため、親指導につき役割分担論を持ち出すのは誤っている。
- (4) たしかに、家庭裁判所は、司法機関であるため中立性は保たれるべきであるが、後見事務の監督や相続財産管理に関する処分など後見的な立場で関与する事案は多々ある。
- (5) とすれば、司法と行政の役割分担や司法の中立性を盾に、家庭裁判所が保護者に対して指導に従うように命令することはできないとする主張は理由がない。

5 結語

以上のとおり、公権力が家庭に介入するにあたって裁判所が関与することは必然であり、親に対して直接指導命令をなす制度を構築することは何ら支障を来たすものではない。

以 上

司法関与及び特別養子縁組利用促進を必要とする事実

- 在宅の要保護児童の現状
 - ★ 親子分離を要するほどの要件はないものの、十分な支援が届かない家庭が多数(特にネグレクト事例)
 - ★ その結果、長期不登校に伴う学力の低さ、社会性の低さ、非行化、高等教育からのドロップアウト、社会適応や就労継続の困難
- 分離後の要保護児童の現状
 - ★ 85%が施設措置
 - ★ 多数の長期措置児童、特に乳児院から家庭での養育経験がないまま18歳措置解除を迎える子どもたちが多数。
 - ★ 結果的に、18歳措置解除時点で、永続的で安定した家族関係を失っているという事実
- 児童福祉法改正を受けて、「家庭において心身ともに健やかに養育される」あるいは「家庭におけ環境と同様の養育環境において養育される」権利をどのように保障するか、法制度上の手続きと具体的なソーシャルワーク実践が課題

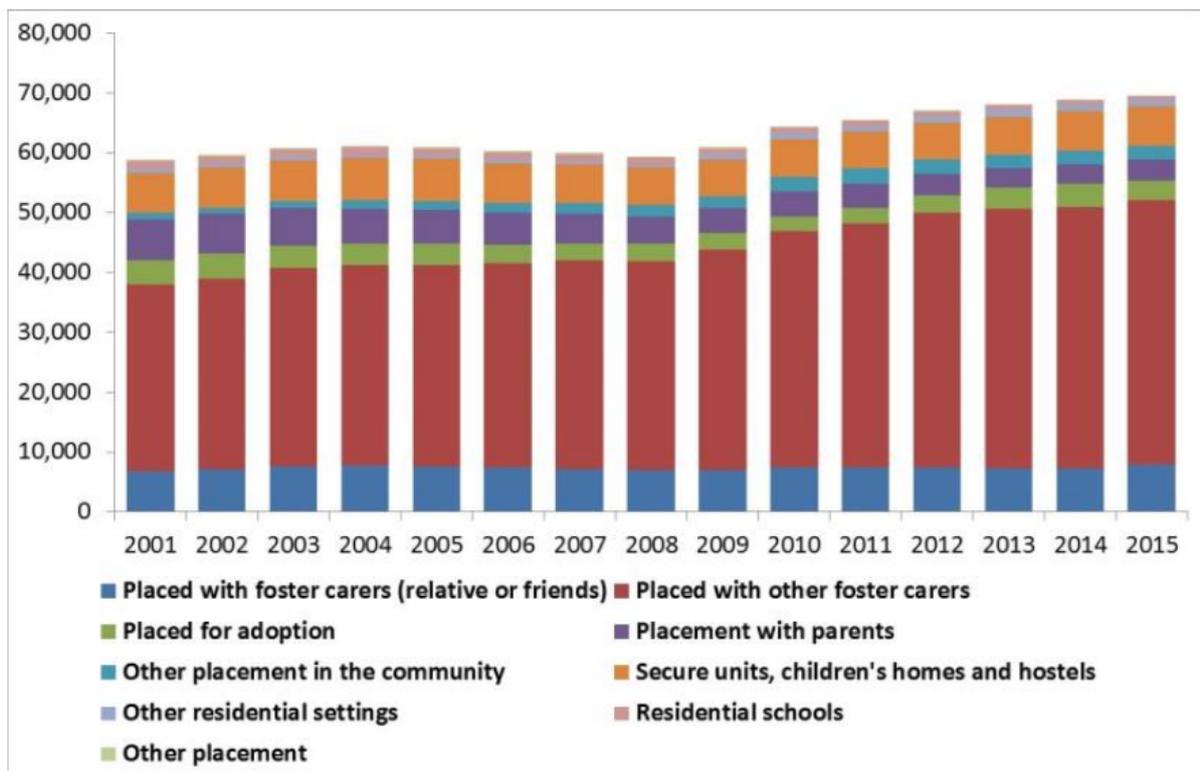
国連総会採択決議 「児童の代替的養護に関する指針」は永続性(パーマネンシー)を重要な目標としている

2. これらの国際文書を背景として、この分野における知識及び経験が発展しつつあることを考慮した上で、本指針は政策及び実践の望ましい方向性を定める。本指針は代替的養護に直接的又は間接的に関わる全ての部門に幅広く普及させることを目的とし、特に以下の事柄を狙いとす
- る。
- (a) 児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアーラなどの適当な永続的解決策を探ること。
 - (b) かかる永続的解決策を模索する過程で、又はかかる永続的解決策が実現不能であり若しくは児童の最善の利益に沿っていない場合、児童の完全かつ調和のとれた発育を促進するという条件の下、最も適切な形式の代替的養護を特定し提供するよう保障すること。
 - (c) 各国を支配している経済的、社会的及び文化的状況を念頭に置きつつ、これらの点における責任及び義務を政府がより良く実施することを支援し促進すること。
 - (d) 市民社会を含む公共部門・民間部門の双方で社会的保護及び児童福祉に携わる全ての者の方針、決定及び活動の指針となること。

B. 代替的養護

11. 代替的養護に関する全ての決定は、家族との接触及び家族への復帰の可能性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましいという点を、十分に考慮すべきである。
12. 非公式の養護を含め、代替的養護を受けている児童に関する決定は、安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性を十分に尊重すべきであり、一般的に永続性が主要な目標となる。
13. 児童はいかなる時も尊厳と敬意をもって扱われなければならない、いかなる養護環境においても、養護提供者、他の児童又は第三者のいずれによるかを問わず、虐待、ネグレクト及びあらゆる形態の搾取から効果的な保護を受けられなければならない。
14. 児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。離脱の決定は定期的に見直されるべきであり、離脱の根本原因が解決され又は解消した場合、下記第49項で予定される評価に沿って、児童を親の養護下に戻すことが児童の最善の利益にかなうと判断すべきである。

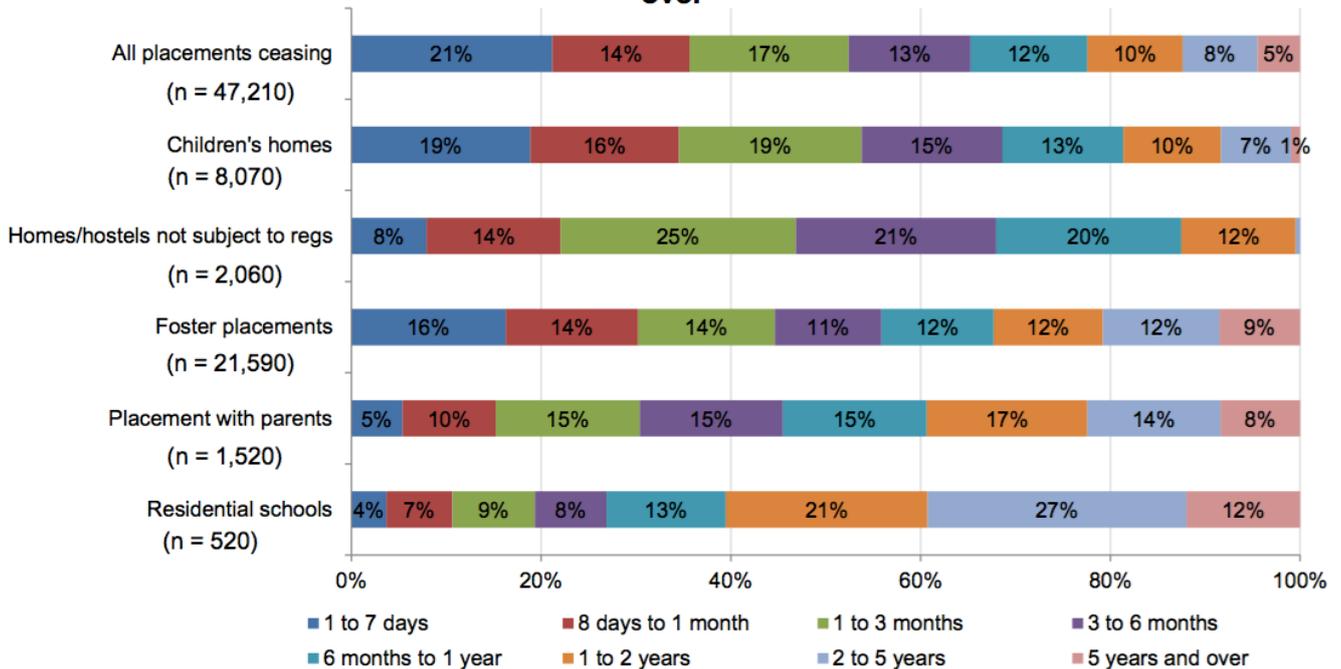
イギリスの社会的養護、里親、養子、施設ケア等の年次推移



UK Department for Education(2015) : Children looked after in England including adoption: 2014 to 2015.

イギリスの社会的養護に措置されている期間（解除時調査）

Duration of placements which ceased in 2012-13 for children aged 10 and over



UK Department for Education (2014) : Children's homes data pack

社会的養護措置の長期化。5年以上施設措置が1万人以上。

表3 委託期間又は在所期間別児童数

	児童数							構成割			
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自立施設児	乳児院	ファミリーホーム児	援助ホーム児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	自施
総数	4,534	29,979	1,235	1,670	3,147	829	376	100.0	100.0	100.0	1
1年未満	1,121	4,637	417	996	1,649	240	255	24.7	15.5	33.8	
1年以上2年未満	858	4,042	317	511	910	178	86	18.9	13.5	25.7	
2年以上3年未満	491	3,415	214	112	427	179	19	10.8	11.4	17.3	
3年以上4年未満	381	2,748	106	26	113	85	4	8.4	9.2	8.6	
4年以上5年未満	309	2,567	60	15	36	14	-	6.8	8.6	4.9	
5年以上6年未満	247	2,166	46	2	8	16	-	5.4	7.2	3.7	
6年以上7年未満	181	1,824	45	3	1	19	-	4.0	6.1	3.6	
7年以上8年未満	195	1,586	9	1	1	18	-	4.3	5.3	0.7	
8年以上9年未満	166	1,469	4	-	-	23	-	3.7	4.9	0.3	
9年以上10年未満	155	1,222	4	-	-	16	-	3.4	4.1	0.3	
10年以上11年未満	123	1,064	-	-	-	10	-	2.7	3.5	-	
11年以上12年未満	86	978	-	-	-	15	-	1.9	3.3	-	
12年以上	204	2,105	-	-	-	16	-	4.5	7.0	-	
平均期間	3.9年	4.9年	2.1年	1.0年	1.2年	2.9年	0.9年	•	•	•	

注) 総数には、期間不詳を含む。

「ファミリーホーム児」委託期間は、ファミリーホーム制度創設以前における里親委託期間を含む。

家族との交流がないまま社会的養護に留まっている児童が1万人以上

表14-1 家族との交流関係別児童数

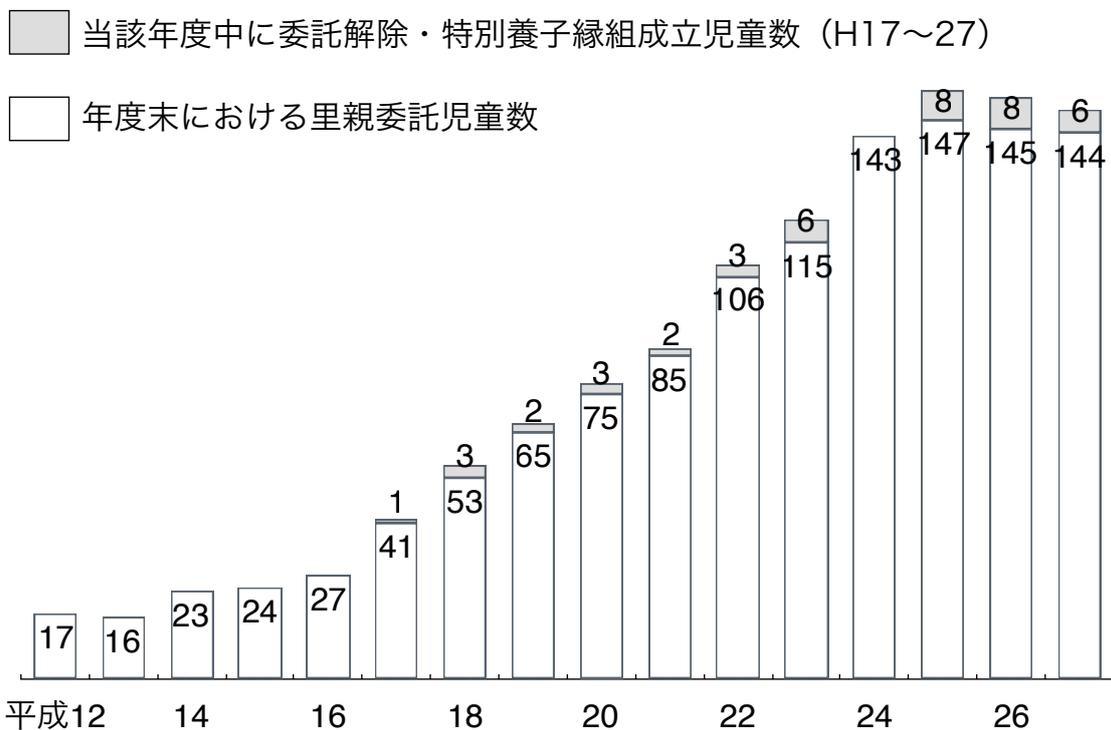
	総数	交流あり			交流なし	不詳
		帰省	面会	電話・手紙連絡		
里親委託児	4,534 100.0%	336 7.4%	655 14.4%	241 5.3%	3,284 72.4%	18 0.4%
養護施設児	29,979 100.0%	13,772 45.9%	6,935 23.1%	3,864 12.9%	5,396 18.0%	12 0.0%
情緒障害児	1,235 100.0%	684 55.4%	259 21.0%	106 8.6%	183 14.8%	3 0.2%
自立施設児	1,670 100.0%	832 49.8%	420 25.1%	237 14.2%	180 10.8%	1 0.1%
乳児院児	3,147 100.0%	588 18.7%	1,704 54.1%	244 7.8%	610 19.4%	1 0.0%
ファミリーホーム児	829 100.0%	164 19.8%	218 26.3%	108 13.0%	336 40.5%	3 0.4%
援助ホーム児	376 100.0%	76 20.2%	55 14.6%	89 23.7%	155 41.2%	1 0.3%

「自立まで現在のまま」社会的養護に留まる児童が2万人 そのうち、施設に留まる児童が約1万6千人

表15-1 児童の今後の見通し別児童数（乳児院児除く）

	総数	保護者のもとへ復帰	親類等の家庭への引き取り	自立まで現在のまま で養育	養子縁組 又は里親・ ファミリーホーム委託	現在のままでは 養育困難	その他	不詳
里親委託児	4,534 100.0%	485 10.7%	55 1.2%	3,105 68.5%	578 12.7%	112 2.5%	191 4.2%	8 0.2%
養護施設児	29,979 100.0%	8,328 27.8%	499 1.7%	16,522 55.1%	395 1.3%	2,420 8.1%	1,756 5.9%	59 0.2%
情緒障害児	1,235 100.0%	547 44.3%	11 0.9%	238 19.3%	14 1.1%	96 7.8%	327 26.5%	2 0.2%
自立施設児	1,670 100.0%	997 59.7%	32 1.9%	206 12.3%	38 2.3%	53 3.2%	337 20.2%	7 0.4%
ファミリーホーム児	829 100.0%	158 19.1%	5 0.6%	580 70.0%	5 0.6%	31 3.7%	43 5.2%	7 0.8%
援助ホーム児	376 100.0%	24 6.4%	3 0.8%	303 80.6%	1 0.3%	23 6.1%	19 5.1%	3 0.8%

里親委託児童数の年次推移（H12～H27、福岡市） （当該年度特別養子縁組に移行した児童数を上乗せ）



特別養子縁組への取り組みと限界事例

- 里親委託措置・特別養子縁組経験の積み重ねの中で職員の意識変革、パーマネンシー（永続性）の重要性を認識
- 養子縁組・パーマネンシー保障への積極的な取り組み
親の同意を取るための積極的なケースワーク、常勤弁護士による法的なバックアップ、特別養子縁組成立件数の増加
- 限界事例への取り組み

1	施設措置後、面会交流がなく特別養子縁組の意思表示はない。6歳を超えた後に養子縁組の同意を得る。普通養子縁組では、前の親との法的関係が残ることに養親候補者は不安	年齢制限の撤廃で解決
2	施設措置後、面会交流がないため、親に特別養子縁組の打診を行うが、意思表示が得られないまま経過。養育里親に委託して数年が経過。	児童相談所申し立てで解決
3	施設措置後、面会交流が途絶えて数年経過。親が行方不明状態であると認定を行い、特別養子縁組可能児童と判断。養育里親ではなく養子縁組里親に委託打診。6歳直前で、養子縁組前提の里親委託には決心が困難。	年齢制限の撤廃で解決。児童相談所申し立てで解決
4	母親の特別養子縁組同意が得られたものの、戸籍上の父の同意が困難。親子関係不存在の申し立てが行われず、里親養育が経過。	児童相談所申し立てで解決
5	虐待ケース。親権者不同意のため28条審判で里親委託。里親は特別養子縁組の意向はあるものの、親に養親の個人情報を知られることに不安を感じ、特別養子縁組に移行できないまま経過	養親の個人情報アクセス制限、児童相談所申し立てで解決

特別養子縁組の限界事例の特徴と課題

- 同意意思の非表示事例が多数。母が同意していても、別居・離婚している父親からの同意取得が困難。審判のプロセスで同意不同意が明らかになるかもしれないが、不同意になる可能性もあり、養親候補者の心理的負担が大きい
- 同意が得られないまま、面会交流が長年にわたって途絶えている事例を「遺棄」と捉えて、児童相談所が申し立てをすることに心理的負担はない。しかし、家裁で認められない可能性もあり、養親候補者が申し立てる心理的負担はきわめて大きい
- 虐待ケース等の親に養親の個人情報にアクセスできる現行の仕組みにおいて、養子縁組に踏み切るとは養親候補者への心理的負担は大きく、成立後も心理的負担は親子ともに続く
- 親権喪失事例や6歳を超えた事例でも、普通養子縁組で永続性保障が可能という意見もある。しかし、子どもにとっては離縁、復縁の可能性がある、法的親子関係の残ることは養親の心理的負担になりうる。普通養子縁組が必ずしも永続性保障とは言い切れない
- 社会的養護措置から特別養子縁組への移行は、法的に不安定で曖昧な2重の親子関係を、法的に安定した親子関係へと適正化するもの。しかしながら、この移行は、父母にとっては重要な決定であることには変わりはなく、養親が申し立てるのではなく、公的に申し立てることが重要である。
- なお、特別養子縁組への移行は、家庭養育原則を推し進めるべき公的機関の責任であることから、児童相談所長に申立権を付与すべき

PLACEMENT ORDER

- UK Department for Education : Children looked after in England including adoption: 2014 to 2015. Children looked after in England including adoption: 2014 to 2015.
 - Placement order is a court order which gives a local authority the legal authority to place a child for adoption with any prospective adopters who may be chosen by the authority. Only local authorities may apply for placement orders. The order continues in force until it is revoked, an adoption order is made in respect of the child, the child marries, forms a civil partnership or the child reaches 18.
- UK Department for Education : Court orders and pre-proceedings For local authorities April 2014 Chapter 3: Care, Supervision and Placement Orders
 - 25. All evidence and assessments on which the local authority intends to rely in support of its application should be up-to-date. When making an application for a placement order, the local authority must complete and quality assure the placement order application and associated documentation. The local authority must ensure that the information is clearly presented in a succinct and analytical form which focuses on the essentials of the case and the rationale for bringing it to court. The application must clearly state why the parents cannot parent the child, what other realistic permanence options have been considered and rejected, and why adoption is the only permanence option that meets the needs of the child.
 - 26. Usually the prospective adopter will not yet have been identified at the time of a placement order application, but where they have been and their identity is not to be disclosed to members of the birth family, it is vital that no information which might disclose their identity or whereabouts is contained in the report. If, however, it is relevant and needs to be included, it should be given on a separate sheet with a notice emphasising the importance of not disclosing it to the birth family. In any case, where the identity of the child's current carers or the whereabouts of the child needs to be protected, this must also be made clear.

PLACEMENT ORDER

- UK Department for Education : Children looked after in England including adoption: 2014 to 2015. Children looked after in England including adoption: 2014 to 2015.
 - Placement orderとは、自治体によって選ばれたいずれかの養親候補者に対して、子どもを措置できる法的権限を自治体に裁判所が与えるもの。この申請は自治体のみが可能である。この命令は adoption orderが出されるまで、あるいは、子どもが結婚、18歳到達、civil partnershipを形成されるまで有効
- UK Department for Education : Court orders and pre-proceedings For local authorities April 2014 Chapter 3: Care, Supervision and Placement Orders
 - 25. 地方当局がその申立ての裏付けとして信頼するあらゆる証拠および評価の情報は、常に更新すること。Placement orderを申し立てる際は、地方当局はplacement order申立書および関連文書を不備なく作成し、その質を保証しなければならない。地方当局は、当該情報が簡潔な分析様式で当該事件の要点ならびに裁判所に提出する根拠に焦点を合わせて明示されていることを保証しなければならない。申立書では、親が当該子どもを養育できない理由、検討および却下された他の現実的なpermanenceの選択肢、ならびに養子縁組が当該子どものニーズを満たす唯一のpermanenceの選択肢であることを明示しなければならない。
 - 26. placement order申立時に、将来の養親がまだ特定されていないことは多いが、その養親が特定されている場合、および養親の個人情報が生物学上の家族に開示されていない場合は、養親の個人情報または居所を開示し得る情報が当該報告書に含まれていないことが必要不可欠である。しかし、それらの情報が重要であり、記載する必要がある場合は、生物学上の家族に対する不開示を重要視した通知を別紙に添付して提出すること。当該子どもの現在の養育者の個人情報または当該子どもの居所の情報を保護する必要がある場合は、その旨も明示しなければならない。

ADOPTION ORDER

- UK Department for Education : Court orders and pre-proceedings For local authorities April 2014 Chapter 5: Adoption orders
 - 2. A child becomes adopted when an adoption order is made. When this happens, parental responsibility is removed from the child's birth parents and others with parental responsibility and awarded to the adopter. In law the child is treated as if he or she had been born to the adopter, who becomes responsible for looking after the child and for making all the key decisions about him or her in the same way as any other parent. The legal relationship between the child and members of the birth parents' families is terminated. The adoption order continues in force throughout the child's life unless the order is set aside; this is extremely rare.
 - 5. The local authority should discuss the timing of any application with the prospective adopters and provide them with the information from the child's case record necessary to complete the application form. This will include whether the parents have given advance consent to the making of the adoption order, giving them a copy of any placement order and the child's birth or adoption certificate as well as information about court proceedings relating to the child's full or half blood siblings. **When it is important that the prospective adopter's identity is not disclosed to the child's birth parents, the local authority should also advise the prospective adopters that the court can allocate them a serial number. Any documents sent to the birth parents will show the serial number and not the personal details of the prospective adopters. If the prospective adopters are required to attend the same court hearing as the birth parents, the court will make arrangements to ensure their identity is protected.**

山田提出資料

1. 建付けの改築

(1) 三権分立を保つことと司法と行政が連携すること：ドイツの考え方

行政機関である少年局（註：日本の児童相談所に相応）だけで児童虐待に対応するのではなく、司法機関としての家庭裁判所が関与し、専権的に親権の全面的又は部分的な取り上げについて判断する利点として、法治国家の基本原則としての権力分立の尊重、そして行政と司法の明確な役割分担が挙げられる。少年局は、親による子の養育に助言を与え、必要な支援を行い、児童虐待の予防に努める責任を負っている。そして、少年局は、早い段階から直接親と接触して養育支援をしているため、客観的かつ中立的な立場で親に対して強制措置を命ずることは難しい。それに対して、家庭裁判所は、「法とは何か」を判断すべき中立的な立場にあり、親及び子の審問請求権を基礎とした公平な裁判を保証している。また、実務上も、家庭裁判所は、少年局が性急に子を保護しようとする際に、歯止めをかける役割も負っている（ただし、ドイツでは少年局が過度に介入するケースは少なく、むしろ予算上の制約もあって、対応の差し控えや遅れが問題となることの方が多い）。児童虐待のような複雑な問題では、家庭裁判所と少年局が明確に役割分担し、相互に協力することで、適切な保護措置をとることができるといえる。

（出典：西谷 祐子．海外調査（ドイツ）報告．海外制度調査報告書（ドイツ）．ケルン大学；2009 年． p. 52.）

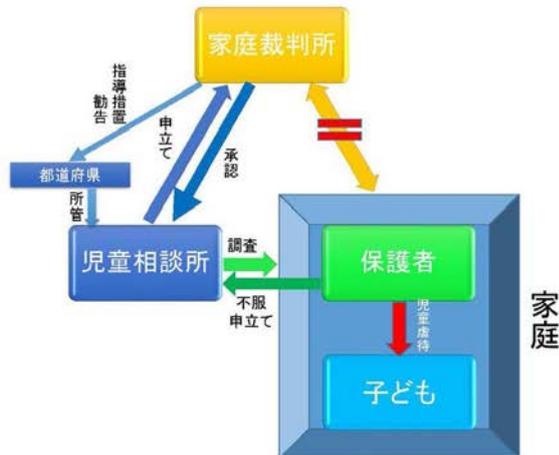
(2) 裁判所の関与のあり方：フランスの考え方

育成扶助（註：日本の児童福祉法第 28 条措置に相応）では、裁判官が、当初の命令発布だけに単発的に関わるのではなく、措置の間継続的に関与していく。裁判官は、対象となった子ども及び家族の状況について定期的に報告を受け、必要に応じてさらなる決定を行う。例えば、交流及び宿泊の権利の行使について定め又は変更する、子どもを受け入れている者が重大な行為を行うことを許可する、相談支援の担当者を変更する、入所施設を変更する等の決定である。裁判官はいわば自らが下した育成措置の決定の効果がどのようなものであるかを自ら見届けるのであり、個別の判決を行う限りで事案に関わりをもつのを原則とする通常の裁判官の働き方とは異なっている。このような育成扶助の対象となった子どもに対する裁判官の継続的な関わりについては、民法だけではなく、家族社会事業法上も明らかとされている。

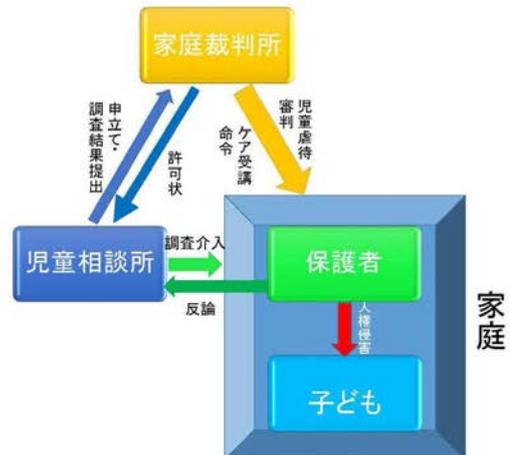
（出典：久保野 恵美子．外国法調査報告書－イギリス及びフランス－．東北大学大学院法学研究科．海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）．仙台：東北大学大学院；2009 年． p. 17.）

家庭裁判所の関与：建付け再構築

従来の建付け



新しい建付け 山田案



2. 注目すべき海外の制度

(1) 一時保護措置：ドイツ

少年局は、児童及び青少年の福祉が急迫の危険にさらされていれば、親の同意又は家庭裁判所の関与がなくても、行政行為の一つとして、子を緊急かつ一時的に保護することができる。この初動措置 (erster Zugriff) としての一時保護においては、少年局は、——通常の養育援助措置の場合と異なって——子の居所を指定し、必要な養育等を行う権限をもつ。これは、行政による親権への介入を意味し、基本法上、親が優先的な養育の権利義務をもつことの重大な例外となる。それゆえ、少年局の一時保護措置は、親の同意、あるいは司法機関である家庭裁判所の決定によって正当化される必要がある。そこで、少年局は、一時保護について遅滞なく親権者に通知しなければならず、親権者が子の保護措置に異議を述べたときには、直ちに子を返還するか、あるいは家庭裁判所に保護措置を申し立てなければならない。

少年局による一時保護は、あくまで暫定的なものであり、数日～2週間程度継続することはありうるが (一般には2週間が限度であるとされる)、数ヶ月継続する場合には違法とされる。

少年局による一時保護が認められるのは、次の①～③の場合である。すなわち、①児童又は青少年が自ら保護を求めた場合、②児童又は青少年の福祉に対する急迫の危険のために、子の保護が必要とされており、しかも(a)監護権者が異議を唱えていない場合又は(b)家庭裁判所の決定を適時に得ることができない場合、あるいは③外国人である児童又は青少年が単独でドイツに来ており、ドイツ国内に監護権者も養育権者も存在しない場合である。特に重要であるのは、①と②である。

少年局は、一時保護措置のために、子を適切な人 (緊急養育人[Bereitschaftspflegeeltern])、

隣人、友人、親権をもたない親など)、あるいは社会福祉施設その他の居住施設(少年及び青少年保護施設、女子施設、その他の養育施設)に託置する権限をもつ。一時保護施設をもつ少年局では(ヴェルツブルクなど)、そこで子を保護することもある。これは、少年局が一時保護に関して、子の居所指定権をもつことを意味する。

(出典:西谷 祐子. 海外調査(ドイツ)報告. 海外制度調査報告書(ドイツ). ケルン大学; 2009年. p. 36-38.)

(2) 親権制限: フランス

児童が虐待されているときには、性的虐待等の特に深刻な事例を除いては、まずは育成扶助が用いられる。育成扶助は、親権者に親権を維持させたまま、裁判官の継続的関与のもとに、在宅で支援を行うか、子どもを家庭から引き離して施設等に預けつつその家庭復帰を目指すもので、そのような目的に合致する限度で、最低限の決定権限等が子どもを預かる者らに認められている。

育成扶助措置がなされているが、家庭復帰の見込みのもとでの親権者との信頼関係が崩れたときには、次のような要件にしたがって、委譲、遺棄宣言、取上げ等が考えられることになる。すなわち、親の明白な無関心が続けば、裁判によって親権が子ども預かる施設、里親等に委譲される理由となり、明白な無関心が1年以上継続すれば、原則として遺棄宣言が可能となる。親が交流、訪問、宿泊等の育成扶助中に保持する権利を2年以上継続的に行使しない又は義務を果たさないときには、親権の取上げの事由になる。このうち、遺棄宣言又は親権の取上げの言い渡しがなされた場合には、対象となった子どもは、父母による同意によらずに、養子となりうることになる。

委譲と育成扶助を比べれば、育成扶助では未成年者が第三者等に預けられる場合であっても親が親権を保持し、裁判官が関与して継続的に親権の行使を調整するのに対して、委譲では、親権の行使が親から子どもを預かる者等に移転するという違いがある。委譲と取上げは、親が親権を行使できなくなる効果を有する点では共通であるが、親の側から失われるのが親権の行使にとどまるのか、親権自体なのかという違いがある。また、委譲は一時的な何らかの状況に対応するために親権を移すものの状況が変われば親に親権が戻されることを想定した時限的なものと解されるのに対して、取上げは、権利の回復請求の制度はあるものの、一時的ではないことが特徴とされる。親権が取り上げられるときには、養子による親子関係の切断につながることが多いというように、取上げは重大な効果を伴う最後の手段と捉えられている。手続的にも、育成扶助は少年係裁判官の、委譲は家事事件裁判官の単独事件であるのに対して、取上げは大審裁判所の合議事件であるという相違がある。対象となる子が養子の対象となる点で親権の取上げと同様の効果を有する遺棄宣告を管轄するのも、やはり大審裁判所である。

(出典:久保野 恵美子. 外国法調査報告書—イギリス及びフランス—. 東北大学大学院法学研究科. 海外制度調査報告書(イギリス及びフランス). 仙台:東北大学大学院; 2009年. p. 15-16.)

(3) 受療命令：イギリス

1) ケア命令（註：日本の児童福祉法第 28 条措置に『受療命令』を加えたような制度）

ケア命令は、同意を基礎とする行政的な保護措置では限界があるときに、地方当局（註：日本の児童相談所に相応）が裁判所に申立てをし、強制的に保護措置を行うものである。命令がなされると、対象となった児童は申し立てをした地方当局の責任のもとに置かれ、多くは家庭から分離されて里親に委託される又は施設に入所することになる。

ケア命令は、国家による家庭への強制介入であると位置づけられ、その要件は厳格かつ詳細に定められている。「児童が重大な危害を現に被っているか、又は被りそうである」ことが要件とされるが、その状態が、命令がなされなければ与えられるものと想定されるケアが、当該児童に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと、又は当該児童がその親のコントロールを超えていることに起因するものであることが求められる。この要件に含まれている個々の語の解釈もまた条文に定められている。「危害」とは、不当な扱い、もしくは健康又は発達の侵害を、「発達」とは、身体的、知的、情緒的、社会的又は行動的発達を、「健康」とは、身体的又は精神的健康を意味し、「不当な扱い」とは、性的虐待及び身体的でない種類の不当な扱いを含むとされる。危害が「重大」であるか否かが子の健康又は発達によって判断されるときには、その健康又は発達は、同様の子に対して合理的に期待されるようなものと比較されるものとされる。

ケア命令の要件は、親の側の意図又は行為ではなく子の側の状態が基準とされており、また、合理的に期待される客観的な水準を問うことによって、親によって与えられるケアや子どもの健康、発達の程度について、道徳的又は恣意的な判断がなされないように定められている。

ケア命令がなされると、対象児童を受け入れた地方当局に親責任（註：日本の親権に相応）が付与され、地方当局と親とが共に親責任者（註：日本の親権者に相応）となる。親の有する親責任は維持されるため、子どもが地方当局のケアのもとにあっても、親はなお子どもの福祉を保護促進するためにその状況において合理的なことをなす権限を保持し、その財産に対する制定法下のその他の親の権利、義務、権限、責任を維持する。例えば、教育や医療措置について決定することが考えられる。他方で、ケア命令の間は、地方当局は、子の福祉を保護し促進するために必要な限りで、親が親責任を行使する範囲を決定できるが、宗教の変更、養子への同意、姓の変更、国外への連れ出し、後見人の選任をする権限はないとされる。これらの規定からは、具体的に、どのように地方当局と親の親責任の行使が調整されるのかは理解しがたい。しかし、地方当局が親責任の行使についてコントロールできるということであり、明文上の例外事項を除けば、地方当局が親責任者としての権限を全面的に単独で行使することも可能であると考えられる。逆に、それだけの重大な介入であることを前提として「重大な危害」という厳格な要件が設定されているのである。面会については、別に、その重要性を反映した定めが置かれている。地方当局は、ケアに付された児童とその親との面会を許すのが原則であり、拒む場合には裁判所へ申立をする必要がある。緊急の場合で子の福祉のために必要なときには裁判所の許可を得ずに面会の拒否ができるが、それが許される期間は 7 日以内に限られる。

ケア命令は原則として対象児童が18歳に至るまで継続する。ただし、何者かが居所命令を得た場合、養子又は養子のための託置命令がなされたときには、終了する。

2) スーパービジョン命令 (註: 日本で将来新設されるであろう『在宅措置』に相応)

ケア命令と同様に地方当局の申立に応じてなされる裁判所命令であり、監督者(地方当局又は保護観察官)が、児童に対して、助言及び援助を行なうことを内容とするものである。要件は、ケア命令と同じである。

スーパービジョン命令がなされても、地方当局及び監督者に親責任が与えられることはない。しかし、親責任者は1989年児童法に基づく命令と両立しない仕方で行動する権利はないため、監督者が行う助言及び指導を妨げることはできない。監督者は、助言及び指導として、児童に対して住む場所の指定や活動への参加を指示できる。親責任者は、監督者に求められたときには子の住所を監督者に知らせなければならず、監督者による児童の訪問を許さなければならない。これに反して親責任者が監督者の訪問を拒むときには、監督者は住居に立ち入って児童を探すための令状を申し立て、警察の援助を受けることができる。

スーパービジョン命令には、監督者が、対象児童の親責任者に対して、児童に対する指導への協力や親責任者自身の一定の活動への参加を要求できる旨を定めることができるが、これらの要求を命令に含めるためには、対象となる親責任者の同意が必要とされる。

スーパービジョン命令は短期間であることが予定されており、原則として1年間又はそれより短い期間で発令され、延長される場合であっても、最長で当初の命令の開始時点から3年間に限られる。

(出典: 久保野 恵美子. 外国法調査報告書—イギリス及びフランス—. 東北大学大学院法学研究科. 海外制度調査報告書 (イギリス及びフランス). 仙台: 東北大学大学院; 2009年. p. 24-25.)

3. 底流するパーマネンシーの概念

(1) パーマネンシー・プランニング

パーマネンシー・プランニングは、アメリカの連邦法で定められている制度である。これの第一目標は家庭維持(元の家庭のまま在宅指導)、第二目標は家族再統合、第三目標が特別養子縁組、第四目標が社会自立、である。

(出典: 桐野 由美子. 里親支援機関の日米比較—日本の進むべき方向性を考える. 養子と里親を考える会「新しい家族」. 2011;54:106-111.)

また、A. N. Malucci の定義によれば、パーマネンシー・プランニングとは、「短い限定された時間内で子どもが家族と生活することを援助するための計画された一連の目標志向活動を遂行する組織的なプロセスである。家族との生活は、実父母あるいはケアを行っている者との関係の継続および人生を通しての関係確立の機会を提供するもの」である。

(野沢 正子. 児童福祉の方法原理: 子どもの権利条約及びパーマネンシー・プランニングの意義と特質. 2000年. p. 67. Available from: <http://repository.osakafu>

以下、2012年11月18日(日)に開催された愛の手運動50周年記念事業「アメリカの子どもたちを支える里親たち」における尾崎京子氏(前 New Alternatives for Children (NAC) 里親・養子縁組ソーシャルワーク・スーパーバイザー、在アメリカ)の講演記録から「パーマネンシー」に関する部分と里親委託までの流れに関する部分を引用する。

(2) パーマネンシーとは

パーマネンシーとは何か、日本語で直訳すると、「永続性」とか、「恒久性」という意味です。逆の言葉は、一時的、ころころ変わるとか定まっていなくても言えます。子どもにとって最も永続的な家族、それは生みの親ときょうだいです。生みの親のところできょうだいと仲良く幸せに、安全にいらしていくのが一番です。しかし、残念ながら全ての子どもが生みの親の元で、安全に、健やかに暮らせるわけではありません。虐待やネグレクトのため、安全ではないと判断された場合、子どもは、家庭から引き離されることになる。フォスターケアは、子どもの安全のため、パーマネンシーが犠牲になった状況とも言えます。

危険な状況から救い出されて、安全な里親の家で暮らせるようになったら、そこで話が終わるわけではないんです。子どもからすると、親元に帰れるのがいつになるのかも分からないし、ここにずっといるかもしれないし、他の里親のところ連れて行かれるかもしれない。何も確定していないこの状況は子どもにとって大きなストレスになります。フォスターケアは一時的な措置であって、永遠に続くものではありません。

アメリカの里親業務の基本は、このフォスターケアのダメージをいかに最小限に抑えるか、そしてその措置期間をいかに最短で納めるか努力を重ねるところにあります。

子どもが引き離されるとき、親は親戚の中で誰か子どもを預かってくれる人がいないかどうか、必ず尋ねられます。血のつながりがなくても、知人や友人など、子どもが知っている人も、里親候補として考慮に入られます。この優先順位も子どもが自分の家族内でとどまれるよう、パーマネンシーに配慮されたものです。

アメリカの里親制度を語るに当たって、避けて通れない政策に、「Adoption and Safe Families Act」通称 ASFA があります。1997年クリントン大統領によって、サインがされました。この法律ができる前、家族再統合を目指したものの、親の改善の乏しいまま、子どもは家に帰ることもできず、養子にもなれず、何人もの里親の元をたらい回しになる風潮がありました。最終的な行き場が定まらず、家に戻れることを願いながら、短い子ども時代をさまよい続ける子どもたち。この現象は「フォスターケア・ドリフト」と呼ばれ、問題視されていました。

ASFA は親子の再統合を目指しつつも、子どものパーマネンシーを最優先させるために作られました。具体的に言うと、生みの親に明確なデッド・ラインが課せられた。子どもがフォスターケアに入って、15ヶ月間状況が改善されなかった場合、里親機関は、親権停止の申し立てをする義務が課せられた。また、ASFA は、Concurrent Planning と呼ばれる概念を生み出した。

Concurrent は、並行とか、同時にと言う意味です。家族再統合という最善のゴールを目指しつつ、同時に養子縁組をしてくれる相手を探したり、親戚の中で後見人になってくれる方を探したり、いわゆるバックアッププランを同時進行ですすめていくことが求められるようになりました。

(3) 里親委託までの流れ (アメリカ合衆国の場合)

子どもが里親に委託されるほとんどのケースの背景に、虐待とネグレクトがあります。NAC の子どもたちはほぼ全員が虐待かネグレクトのため、強制的に親から引き離された子どもたちです。

ニューヨーク市では、「Administration for Children's Services」通称 ACS という児童保護局があり、市民からの通報を受け、虐待もしくはネグレクトの調査を行います。

まず通報がされると、通常 24 時間以内に児童保護スペシャリストと呼ばれる、いわば虐待・ネグレクトの調査官が家庭訪問し、学校や医師から情報を集め、子どもの安否を確認します。

子どもが危機に瀕していると判断された場合、引き離しの前にセーフティ・カンファレンスと呼ばれるミーティングが開かれます。このミーティングでは、生みの親と ACS がオープンに何が問題なのか、子どもが家にとどまり続ける危険性は何なのか、子どもを危険から守れる資源はあるのかななどをオープンに話し合い、親子分離するか、それともそのまま見守りを続けるかの判断を下します。

このセーフティ・カンファレンスで親子を分離せざるを得ないという判断がなされた場合、児童保護スペシャリストは家庭裁判所に行き、虐待・ネグレクトの申し立てをし、親子分離が必要な子どもがいることを報告、引き離しの承認を求めます。ここがアメリカと日本の大きな違いです。日本では家庭裁判所が関わることはまれですが、アメリカの里親制度は、家庭裁判所に始まり、家庭裁判所に終わります。大きな決断は全て、裁判所の承認が必要です。

例えば、親子面会の頻度、場所などは裁判官の承認が無い限りは変更できません。また家族再統合を目指すのか、それとも養子縁組を目指すのか、「パーマネンシー・プラン」と呼ばれますが、子どもの長期的な居場所を承認するのも裁判所です。裁判所から分離承認を受けた児童保護スペシャリストは子どもを引き取りに家庭に向かい、一時保護所に連れて行きます。

ACS はニューヨーク市にある里親機関に連絡をし、里親を探します。連絡を受けた里親機関は、自分もつ里親リストから適切な里親を探し出し、ACS はニューヨーク市に受け入れる里親がいることを報告し、ケースを正式に受理することになります。

(出典：尾崎 京子. アメリカの子どもたちを支える里親たち. は一もにい. 2012 ; No.107 : H24 年 12 月 17 日号. Available from: <http://www5f.biglobe.ne.jp/~ainote/siryou/hamo-ozaki-1.html> [Accessed 31st July 2016].)

4. 日本の課題

(1) 米国の「フォスターケア・ドリフト」より仏国の「親の無関心」の方が問題

入所児童の平均在籍期間は 4.6 年ですが、10 年以上の在籍期間の児童が 10.9% となっている。Available from: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html [Accessed 31st July 2016].

(2) 刑の一部執行猶予制度が導入されたが、適用できる事件が少なすぎる。

平成 26 年度（4 月～翌年 3 月）の全国児童相談所児童虐待相談対応件数は 88,931 件、全国市町村児童虐待相談対応件数 87,694 件、平成 26 年（1 月～12 月）の全国の警察検挙数は 698 件であった。

全国で児童虐待相談対応を受けた子どもたちは、88,931 件+87,694 件=176,625 件。重複が 2 割程度あるとしても、平成 26 年度に 14 万人以上の子どもたちが相談対応を受けていたこととなる。厚生労働省統計と警察庁統計では 3 ヶ月間のずれが生じているが、大まかに計算すると、検挙率は 0.5% に過ぎない。そのうち起訴され、公判請求される事件はさらに少ない。

平成 28 年 6 月に「刑の一部執行猶予制度」が始まったが、上記の通り、適用される児童虐待事件は極めて少ない。

従って、表 1. のように、刑事裁判は少年審判に倣った制度として、家庭裁判所から『受療命令』を発出できるようにすべきではないか。

(3) 日本の児童虐待対応における児童相談所と家庭裁判所の協力関係図

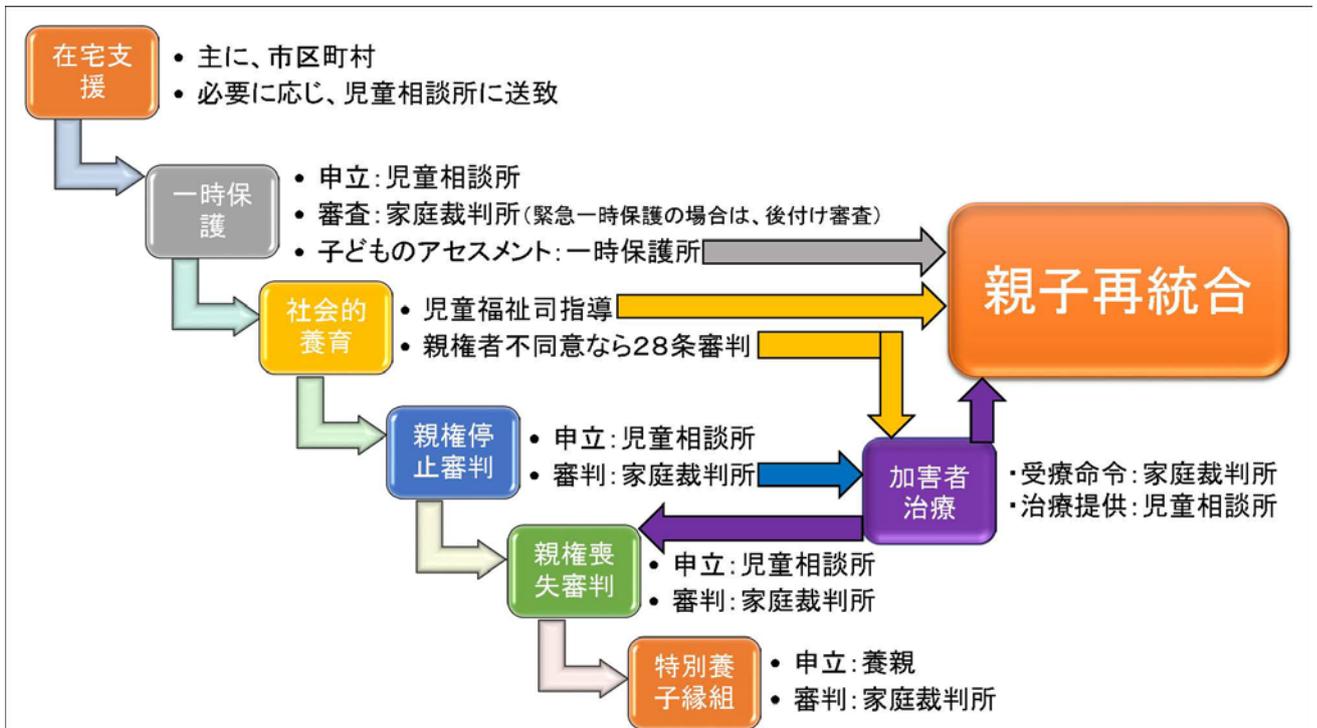


表1. 裁判所が保護者に対して受療命令を発出する枠組みの可能性

刑事裁判		家事審判	
保護観察の契機となる判決	全部執行猶予・保護観察付 刑法25条の2第1項 更生保護法48条4号 検察官	一部執行猶予・保護観察付 刑法27条の3第1項 更生保護法48条4号 検察官	全部未刑又は一部未刑の 仮釈放中の保護観察 更生保護法40条 更生保護法48条3号 検察官
根拠条文	更生保護法48条4号	更生保護法48条4号	児童福祉法28条・33条の7 児童虐待防止法11条 児童相談所
起訴	論告で保護観察付執行猶予を 求め、その中に特別遵守事項 として治療を受ける必要性があ ることを指摘することは可能(実 務ではまだ稀であるが、児童虐 待について処分前カンファレン スが定着し、治療の必要性が 認識された場合には検討し得 る。)	①論告で保護観察付一部猶予 が適当であることを指摘するこ とは可能(実務上の問題は左 に同じ。) ②実刑判決後、刑務所に対す る「処遇上の参考事項」を送付 するので、そこに受刑中の治療 継続の必要性、釈放時の見相 への連絡・連携の必要性を注 記することは可能	①児童福祉司指導の実施とその 経過に関する家庭裁判所への 報告 ②児童福祉法28条申立て ③親権停止審判の申立て ④親権喪失審判の申立て ⑤家裁から発出された受療命令 に対する親権者の対応に関する 家庭裁判所への報告
保護観察への検察官の関与	裁判官(裁判員裁判の場合は 裁判員も加わる。)	裁判官(裁判員裁判の場合は 裁判員も加わる。)	家庭裁判所判事
判決宣告	判決を宣告した地方裁判所 (更生保護法52条5項)	裁判官(裁判員裁判の場合は 裁判員も加わる。)	審判・命令
特別遵守事項に関する意見	保護観察所長 (更生保護法52条5項)	更生保護委員会 (更生保護法52条4項)	審判・命令内容
特別遵守事項の設定	保護観察所長 (更生保護法52条5項)	地方更生保護委員会 (更生保護法52条4項)	審判・命令内容
特別遵守事項の内容としての 受療命令の可能性	①更生保護法51条2号「再び犯罪を 犯すために必要と認められる特 定の受診ないし治療的プログラ ムの受講」を遵守事項とする。 ②同項4号の法務省で定める再 犯防止プログラムの一つに治 療プログラムを組み込む。(これ は厚労省と法務省の合意に基 づく省令の改正が必要) ③同項5号「ダルク等」を想定 した宿泊型指導監督に一定の 入院型治療プログラムを組み 込む。	①更生保護法51条2号「再び 犯罪を犯すことがなく又は被 告人甲の健全な生活態度を保 持するために必要と認められる 特定の行動を実行し、又は継 続すること」として、「特定の 治療の受講ないし治療的 プログラムの受講」を遵守事 項とする。 ②同項4号の法務省で定める 再犯防止プログラムの一つに 治療プログラムを組み込む。 (これは厚労省と法務省の合 意に基づく省令の改正が必要) ③同項5号「ダルク等」を想 定した宿泊型指導監督に一定 の入院型治療プログラムを 組み込む。	児童福祉法28条審判⇒受療命令 親権停止審判⇒受療命令 親権喪失審判⇒特別養子縁組 治療提供は児童相談所。 児童相談所の委託を受けて、市 区町村・医療機関・NPO等も治 療を提供できるものとする。
保護観察の種類	保護観察処分 (少年法24条1項1号)	少年院送致(少年法24条1項3号)の 仮退院中の保護観察	新設制度
根拠条文	更生保護法48条1号	更生保護法48条2号	児童福祉法28条・33条の7 児童虐待防止法11条
保護観察処分の決定	家庭裁判所	地方更生保護委員会(更生保護法41条)	家庭裁判所判事
特別遵守事項に関する意見	処分決定した家庭裁判所 (更生保護法52条1項)	保護観察所長の申出(更生保護法52条2項)	児童福祉法28条審判⇒受療命令 親権停止審判⇒受療命令 親権喪失審判⇒特別養子縁組
特別遵守事項の設定	保護観察所長 (更生保護法52条1項)	地方更生保護委員会(更生保護法52条2項)	審判・命令内容
特別遵守事項の内容としての 受療命令の可能性	①更生保護法51条2号「再び 犯罪を犯すことがなく又は被 告人甲の健全な生活態度を保 持するために必要と認められる 特定の行動を実行し、又は継 続すること」として、「特定の 治療の受講ないし治療的 プログラムの受講」を遵守事 項とする。 ②同項4号の法務省で定める 再犯防止プログラムの一つに 治療プログラムを組み込む。 (これは厚労省と法務省の合 意に基づく省令の改正が必要) ③同項5号「ダルク等」を想 定した宿泊型指導監督に一定 の入院型治療プログラムを 組み込む。	①更生保護法51条2号「再び 犯罪を犯すことがなく又は被 告人甲の健全な生活態度を保 持するために必要と認められる 特定の行動を実行し、又は継 続すること」として、「特定の 治療の受講ないし治療的 プログラムの受講」を遵守事 項とする。 ②同項4号の法務省で定める 再犯防止プログラムの一つに 治療プログラムを組み込む。 (これは厚労省と法務省の合 意に基づく省令の改正が必要) ③同項5号「ダルク等」を想 定した宿泊型指導監督に一定 の入院型治療プログラムを 組み込む。	治療提供は児童相談所。 児童相談所の委託を受けて、市 区町村・医療機関・NPO等も治 療を提供できるものとする。

各国における親権制限の在り方対照表
(国ごとに法制度が異なるため、完全に対応するわけではない。)

親権制限	日本〔現行法〕	フランス	ドイツ	イギリス
離婚家庭の 監護権・面会交流	離婚届に記載			Child Arrangement Order (子どもの生活環境調整命令)
在宅措置	児童福祉司指導 〔児童福祉法第27条第1項第2号〕	育成扶助/AEMO (Action éducative en milieu ouvert)	少年局の養育援助措置	Supervision Order (子どもを地方当局の監督下に置く命令)
一時保護	児童相談所長権限による一時保護 〔児童福祉法第33条〕	行政保護・司法保護	少年局による緊急一時保護 以外は家庭裁判所命令	緊急保護命令
親権の一部停止 (特に、監護権・居所指定権)	児童福祉法第28条措置	育成扶助措置／ 調査措置・託置措置 (assistance éducative)	親権の部分的取上げ	Care Order (子どもを地方当局の監督下に置く命令)
親権の一時停止	親権停止審判 〔児童福祉法第33条の7・民法第834条の2〕	親権委譲		
親権喪失	親権喪失審判 〔児童福祉法第33条の7・民法第834条〕	親権取上げ、 遺棄宣告	親権の全面的取上げ	
親子再統合が不適切なケースの パーマネンシー・プランニング	特別養子縁組(6歳未満児) 〔民法第817条の2～第817条の11〕	養子縁組	養子縁組	Placement Order(養親選定命令) Adoption Order(養子縁組命令)